

公社の工業用地売却促進のために

進出希望者を紹介された方に 成約報酬が支払われます

千葉県土地開発公社では、公社が所有する工業用地の分譲促進策として、進出（購入及び借受け）希望者に関する情報を提供した方に対して、分譲又は賃貸契約の成立を条件として報酬を支払う制度があります。

詳細については次のとおりです。

○工業用地の進出希望者に関する情報を提供できる者

- (1) 宅地建物取引業法に定める宅地建物取引業者（個人も含みます。）
- (2) 信託業務を行う銀行
- (3) 建設業法に定める建設業者、建築設計業者
- (4) (社) リース事業協会の会員であるリース業者
- (5) 公社が造成した土地で公社が直接契約した既立地企業
- (6) その他、公社理事長が適当と認めた法人

○工業用地の進出希望者に関する情報の提供方法

情報を提供しようとする方が、進出希望者の同意を得た所定の「進出希望情報提供書」を公社へ直接持参する方法により行います。

○主な留意点

- ①既に公社と進出希望者との間で交渉が継続されている案件については、対象外とします。
- ②報酬額に関しては、交通費や通信費等の実費は弁償しません。
- ③情報提供者は、成約報酬を受領する権利を、第三者に譲り渡すことはできません。
- ④この成約報酬は、情報提供に対する報酬であり、宅地建物取引業法に定める媒介に対する報酬ではありません。
- ⑤本制度は、平成15年8月1日から施行し、平成30年3月31日を終期とします。

○成約報酬の額

分譲の場合 分譲代金の1%（消費税及び地方消費税を含む）ただし上限100万円
賃貸の場合 賃料の1ヶ月分（消費税及び地方消費税を含む）ただし上限30万円

○成約報酬の支払い時期

分譲又は賃貸契約に基づく土地引渡し完了後、情報提供者へ報酬額を支払います。

○進出希望情報提供書の有効期間

有効期間は提出日から1年間とし、その間に契約不成立の際は成約報酬はお支払できません。

○対象造成土地

- ・千葉土気緑の森工業団地（工業用地）

詳細なお問合わせは…

千葉県土地開発公社 業務部業務課

TEL 043-222-9107（直通）

Home page <http://www.ctk.or.jp/>